

野洲市公共施設のあり方
【第1期（2019～2026年度）整備方針】
（案）

20●●年（平成●●年）●月

野 洲 市

目次

第1章 はじめに

(1) これまでの経緯	1
(2) 野洲市の公共施設の状況	2
(3) 策定目的	3
(4) 位置づけ	3
(5) 対象施設	4
(6) 対象期間	5

第2章 公共施設のあり方に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方	6
(2) 実施方針	7
(3) 取り組みの目標	8

第3章 第1期整備方針

(1) 実施方針に基づく個別施設の整備方針	9
(2) 財源確保の取り組み	15

資料編【省略】

(1) 公共施設の現状と課題	
(2) 第1期における個別施設の整備方針（一覧）	

第1章 はじめに

(1) これまでの経緯

市ではこれまで行財政改革に取り組む中で、公共施設のあり方についても見直しを検討してきました。一方で、国ではインフラの急速な高齢化を背景に、地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請しました。

こうしたことから、市では2017年3月に「野洲市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。

表 1-1 これまでの取り組み

年度	野洲市の動き	国の動き
2008年10月	野洲市誕生 (新市まちづくり計画)	
2010年度	財政健全化集中改革プランの実施	
2011年度		
2012年度		中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故
2013年度	行財政改革推進方針 策定 公共施設点検マニュアル 策定	インフラ長寿命化基本計画 策定
2014年度	行財政改革推進計画 策定	総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」
2015年度		公共施設最適化事業債等の創設
2016年度	公共施設等総合管理計画 策定	公共施設等適正管理推進事業債の創設

(2) 野洲市の公共施設の状況

総合管理計画によると、2015年度末時点において市が保有する公共施設の総延床面積は約19万㎡です。市民一人当たりの延床面積は3.77㎡であり、全国平均(3.62㎡)や県内平均(3.67㎡)と比べて、全体の施設量はやや多い状況です。

公共施設の内訳を見てみると、延床面積では「学校教育系施設」が圧倒的に多く、施設数で見ると「子育て支援施設」「公営住宅」が多く整備されています。

また建築年別の内訳では、近年建築された施設の延床面積は、全体的に抑えられている傾向が見られるものの、1984年以前に建築された施設の延床面積は約2割を占めています。

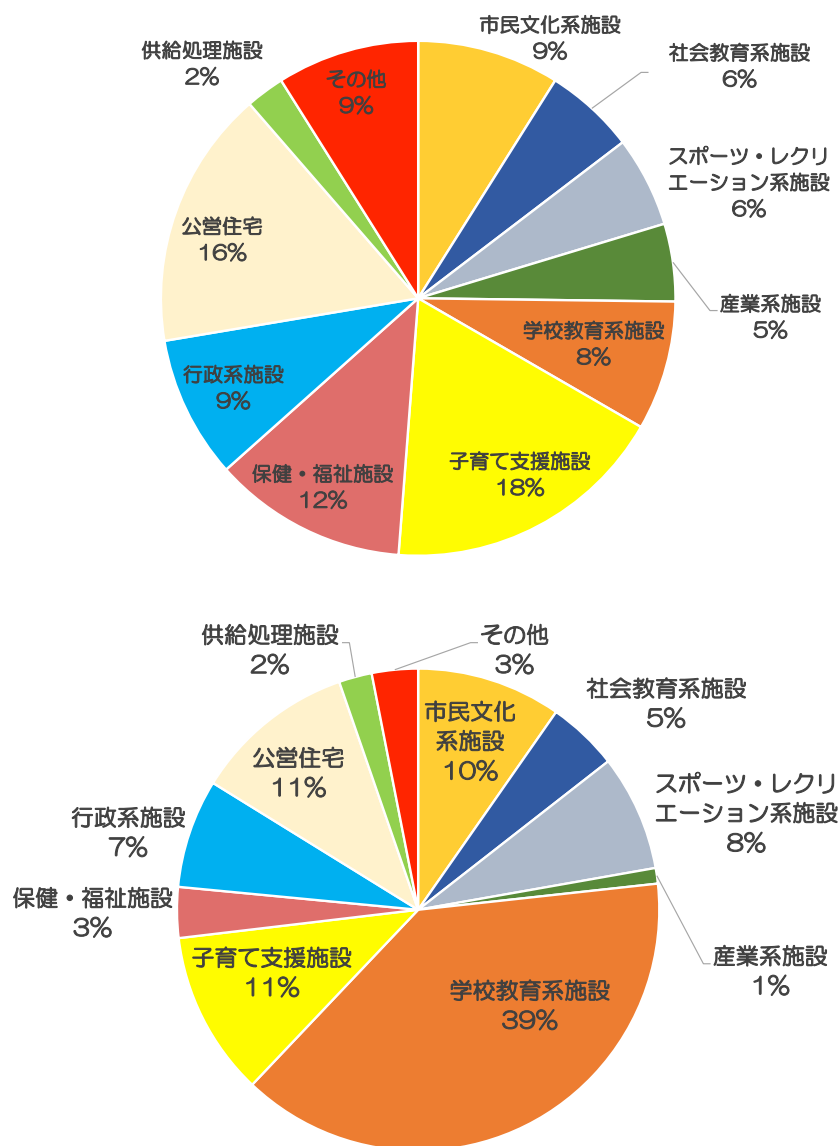


図 1-1 用途別に見た現状の施設量（上：施設数、下：延床面積）

(3) 策定目的

「公共施設のあり方」は、人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、公共施設において提供している事業・サービスについて、本市の総合計画との整合を図りながら、本市に適した公共施設のあり方を示すことを目的とします。

(4) 位置づけ

「公共施設のあり方」は、総合管理計画に即し、中長期的な公共施設（建築物）の更新・統廃合・長寿命化などのあり方を定めるものです。

本市においては、既に学校、市営住宅等の公共施設について施設保全計画や長寿命化計画などの個別の施設計画を策定していますが、その他の公共施設についても今後「公共施設のあり方」に基づき、個別施設計画の策定を予定しています。

また野洲市経営改善方針（2018年10月策定）と整合を図り、連携した取り組みを行います。

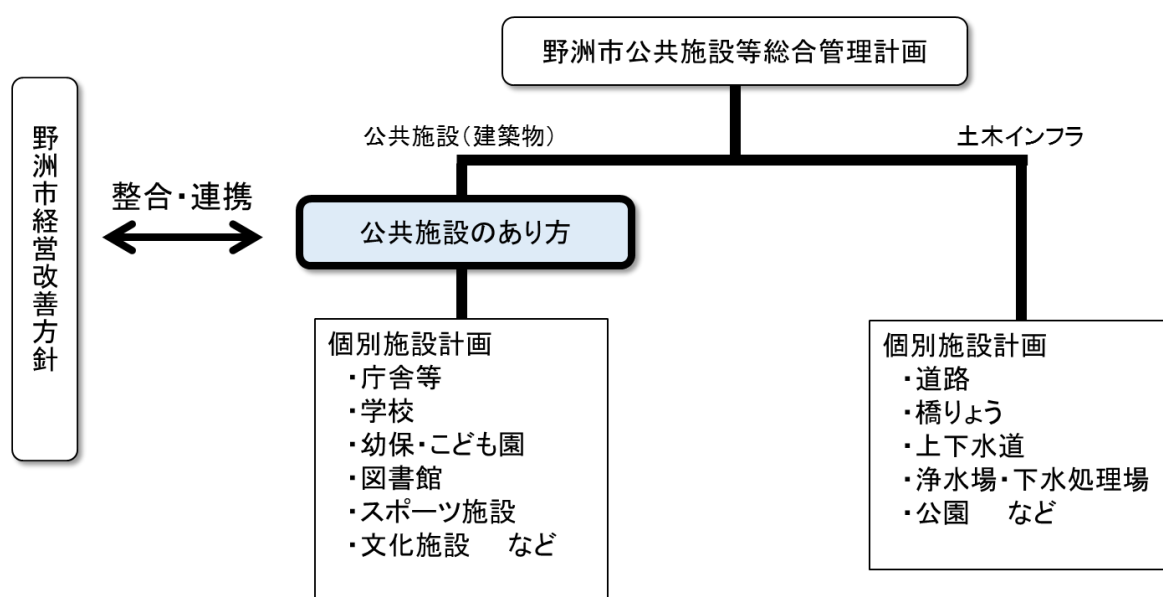


図 1-2 公共施設のあり方の位置づけ

(5) 対象施設

「公共施設のあり方」において対象とする施設は、市が保有する全ての建築物で下表に示すものとしします。

表 1-2 対象施設一覧（2019年3月現在）

大分類	中分類	主な施設	施設数	
市民文化系施設	1 集会施設	コミセン	7	10
	2 文化施設	野洲文化ホール、文化小劇場、さざなみホール	3	
社会教育系施設	3 博物館等	歴史民俗博物館、弥生の森歴史公園(体験工房)、文化財収蔵庫、桜生史跡公園(案内所)	4	5
	4 図書館	野洲図書館	1	
スポーツ・レクリエーション系施設	5 スポーツ施設	総合体育館、B&G海洋センター、体育センター、艇庫など	6	6
産業系施設	6 農村集落施設	三上集楽センター	1	3
	7 高齢者雇用施設	シルバーワークプラザやす、シルバーワークプラザ中主	2	
学校教育系施設	8 学校	小学校、中学校	9	10
	9 その他教育施設	学校給食センター	1	
子育て支援施設	10 幼保・こども園	こども園、幼稚園、保育所	10	20
	11 幼児・児童施設	こどもの家	10	
保健・福祉施設	12 障害福祉施設	発達支援センター・ふれあい教育相談センター	1	15
		なかよし交流館	1	
	13 高齢福祉施設	老人憩の家	11	
	14 保健施設	健康福祉センター	1	
	15 その他社会福祉施設	市民交流センター	1	
行政系施設	16 庁舎等	市役所、北部合同庁舎、中主防災コミセン	3	12
	17 防災施設	野洲防災センター、総合防災センター	2	
	18 その他行政系施設	人権センター、地域安全センター	2	
	19 消防施設	消防分団詰所	5	
公営住宅	20 公営住宅	改良住宅、市営住宅、集会所	20	20
供給処理施設	21 一般廃棄物処理施設	クリーンセンター、蓮池の里第二処分場など	3	3
その他	22 普通財産	北比江農機具保管庫、大型共同作業所、旧新上屋集会所、旧篠原幼稚園、中主ふれあいセンター、温水プール、自転車預かり所	7	18
	23 駅関連施設	昇降施設、駅前広場(シェルター)	4	
	24 公衆便所	三上山登山者用便所、駅前公衆便所など	5	
	25 公園管理施設	さくら墓園管理棟	1	
河川公園管理事務所		1		
合計			122	

(6) 対象期間

「公共施設のあり方」が対象とする期間は、上位計画である総合管理計画の計画期間に合わせ、2019年度から2056年度までの約40年間とします。

なお、「公共施設のあり方」は適宜見直すとともに、個別の施設のあり方については、中長期的な視点で検討することが有効と考えられるため、対象期間を10年ごとの全4期に区分し、整備方針及び個別施設計画（アクションプラン）を定めます。ただし、個別施設計画の期間は、必ずしも10年間と限定するものではありません。施設によって、耐用年数やその他の条件を踏まえ、別に期間を定めることを妨げるものではありません。

	2017～2026年度 (10年間)	2027～2036年度 (10年間)	2037～2046年度 (10年間)	2047～2056年度 (10年間)
総合管理計画	▶ 計 画 期 間 (2017～2056年度) ◀			
公共施設のあり方 (整備方針)	▶ 計 画 期 間 (2019～2056年度) ◀			
	▶ 第1期 ◀	▶ 第2期 ◀	▶ 第3期 ◀	▶ 第4期 ◀
個別施設計画	▶ 第1期 ◀ 前期5カ年 後期5カ年	▶ 第2期 ◀ 前期5カ年 後期5カ年	▶ 第3期 ◀ 前期5カ年 後期5カ年	▶ 第4期 ◀ 前期5カ年 後期5カ年

図 1-3 計画期間

第2章 公共施設のあり方に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

総合管理計画では、公共施設等のマネジメントの基本的な考え方として、「全市的な視点に立ち、市民サービスの水準を維持しつつ中長期的な公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などにより、適正配置を推進します」と定めています。加えて本市では、合併により結果的に機能が重複する公共施設が複数存在することから、「今後施設が提供するサービスも含めて5万人規模の本市に適した施設の在り方を慎重に判断していきます」とも定めています。

こうした総合管理計画の考え方を踏まえ、今ある公共施設を有効的に活用するという視点に基づき、以下の3つを基本的な考え方とします。

1. 市民サービスのあり方を見据えた施設再編

- 「野洲に住みたい・住み続けたい」と思われるまちづくりに必要な事業・サービスを提供するために、中長期的な視点で、効果的・効率的な公共施設の配置を行います。
- 上記の事業・サービスについては、適宜、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ見直しを行います。

2. 施設の安全性の確保

- 市民が利用する施設であることを考慮し、維持管理に当たっては施設の安全性の確保を最優先とします。
- 定期的な点検や予防保全を行うことで、突発的な故障や不具合による利用停止等の防止に取り組みます。

3. ライフサイクルコストの縮減と平準化

- 施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- 計画的な保全工事の実施により、事業コストの縮減を図るとともに、財政負担の平準化に取り組みます。

(2) 実施方針

① 公共施設の再編

今後の財政規模や人口減少の推移予測を踏まえると、公共施設の再編により適正配置を行う必要がありますが、公共施設を充実させることにより、市民生活や子育て・教育環境の充実にもなることから、再編に当たっては施設の廃止ありきで進めるのではなく、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、設置目的に合った利用がされているか、利用者数が減少していないか等の十分な吟味を行い、事業・サービスの廃止や集約・複合化の判断をしていきます。その上で、老朽化など建物の状況の評価を行い、総合的な視点から公共施設の再編を行います。

② 公共施設の長寿命化

今後も使い続ける施設については、市民が利用する施設であることを考慮し、維持管理に当たっては施設の安全性の確保を最優先とします。

そのため、「公共施設点検マニュアル」(2014年3月作成)に基づき定期的に点検を行い、適正な維持管理に努めます。

また予防保全の考え方にに基づき、施設に不具合が生じてから修繕・改修するのではなく、安全・安心に使用できるようにするために、耐用年数や施設の状況に応じて計画的に維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。具体的には表2-1のとおり、施設全体に重大な被害が及ぶことを防止するため、外部に面する部位や主要な設備部材等、建築物の性能や機能を維持する上で重要となる部分を予防保全の対象とします。なお、施設の長寿命化を図るにあたっては、法定耐用年数を上回る年数を目標耐用年数として表2-2のとおり設定します。

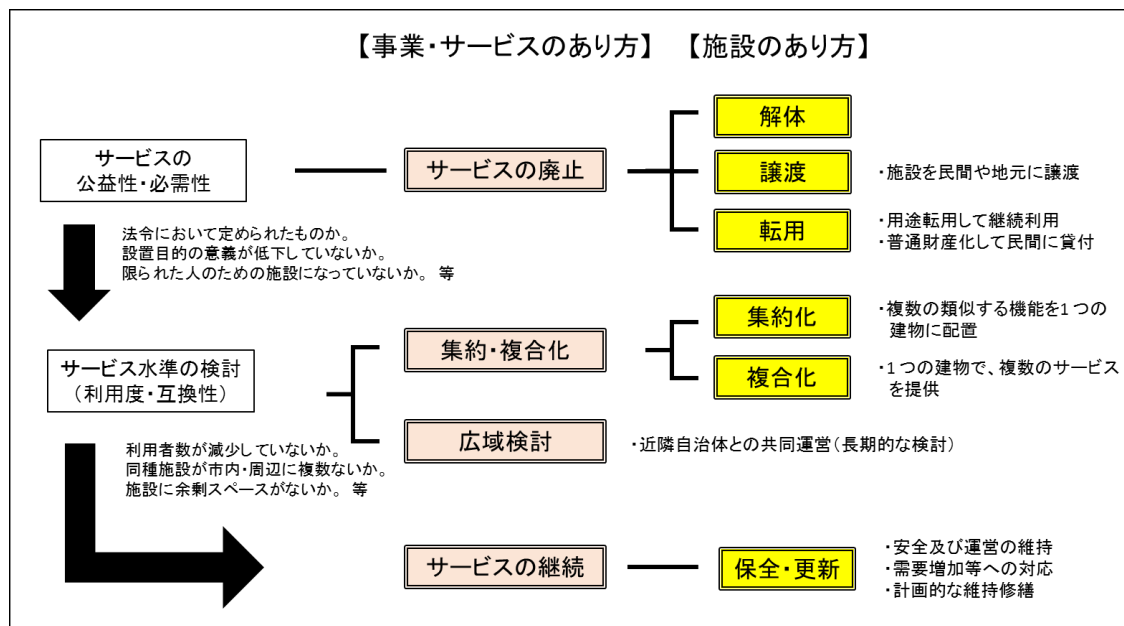


図 2-1 実施方針のイメージ図

表 2-1 予防保全の対象部位

	対象部位	具体例	更新周期	法定点検の有無
建築	屋根	屋上防水	15～30年	
	外部仕上げ	外壁(シーリング含む)	15～40年	
電気	受変電	配電盤、変圧器、コンデンサ	25～30年	電気事業法
	非常用電源	自家発電装置、静止形電源装置	30年	消防法、電気事業法
	防災	自動火災報知機、非常放送設備	15～20年	消防法
	中央監視	監視制御装置	10～15年	
	昇降機	エレベーター	25～30年	建築基準法
機械	空調	冷温水発生機、冷却塔、エアコン	15年	
	給排水	給水管、配水管、ポンプ類	15～30年	
	消火	屋内消火栓、ポンプ、スプリンクラー	15～30年	消防法

表 2-2 目標耐用年数

区分	対象	目標耐用年数
長寿命化施設	鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造で かつ延床 1,000 m ² 以上の建物	80年
	鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨造の建物	60年
その他施設	一般の市民が利用しない倉庫等 延床面積 50 m ² 未満の小規模な建物 簡易な構造の建物(※) など	法定耐用年数

※建築基準法施行令第 136 条の 9 に規定される建築物

(3) 取り組みの目標

総合管理計画における試算では、今ある施設を 2056 年度までそのまま維持しようとする、40 年間で約 126 億円が不足する計算になります。これを床面積に換算すると、削減が必要な床面積割合は 15.5%と試算されています。

この試算結果に基づき、2056 年度末までに総床面積を 15.5%削減(対 2015 年度末比)することを目標として定めます。

第3章 第1期整備方針

(1) 実施方針に基づく個別施設の整備方針

前章(2)実施方針に基づき、個別の公共施設について事業・サービス(ソフト面)及び建物の状況(ハード面)の両面から評価を行い、総合的な視点から2026年度までの整備の方向性を定めます。

① 事業・サービスを廃止するもの

○老人憩の家(11施設)

設置目的	老人の心身の健康増進を図る施設
施設の概要	<ul style="list-style-type: none">市町村が設置する場合には県補助金の対象となったことから、旧中主町が建築主となり整備した施設市有財産となっているが、地元自治会からの要望により建設し、過去から地元自治会が管理運営等全ての権限と費用負担を担っている。
事業・サービスの廃止理由	<ul style="list-style-type: none">実態として、自治会館と同様に地域コミュニティ活動の拠点として利用されており、自治会において自主運営をしている施設であるため。
個別施設のあり方	【譲渡】 →地元自治会への譲渡を基本とする。

○市民交流センター

設置目的	社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設
施設の概要	<ul style="list-style-type: none">地域福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っている。
事業・サービスの廃止理由	<ul style="list-style-type: none">2020年度末をもって隣保事業を終了する計画であるため。
個別施設のあり方	【転用】 →2011年に建築された比較的新しい施設であり、大きな不具合も認められないことから、他用途に転用する。

○改良住宅（1施設）

設置目的	改良区における居住環境の整備改善のための施設
施設の概要	・ 住宅行政と同和対策行政の一環として、改良地区内に住所を有する者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもののために整備した施設
事業・サービスの廃止理由	・ 既に同和対策事業を終了しているため。
個別施設のあり方	【譲渡】 →現入居者へ譲渡を行う。

○既に事業・サービスを廃止している施設

施設名	個別施設の整備方針
温水プール	【解体】
北比江農機具保管庫	【解体】
大型共同作業所	【解体】
旧新上屋集会所	【解体】
中主ふれあいセンター	【解体】
旧篠原幼稚園	【譲渡】

② 事業・サービスを集約・複合化するもの

○文化施設（野洲文化ホール、野洲文化小劇場、さざなみホール）

設置目的	市民の文化の向上と芸術の振興を図る施設
施設の概要	・ 文化ホールは築35年、さざなみホールは築26年を経過しているものの、これまで計画的な大規模修繕・改修が行われておらず、設備等の老朽化が進んでいる。
集約・複合化の理由	・ 合併により重複しているホール機能について、効率的な運用を図るために集約化を行う。
個別施設のあり方	【集約化】

○高齢者雇用施設（シルバーワークプラザやす・中主）

設置目的	高齢者の職業生活の充実その他福祉の増進のための施設
施設の概要	・ シルバーワークプラザは、旧町においてそれぞれ整備された施設であり、その管理運営については指定管理者である公益財団法人野洲市シルバー人材センターが担っている。
集約・複合化の理由	・ 合併により重複している研修室・作業場等の機能について、効率的な運用を図るために集約化を行う。
個別施設のあり方	【集約化】

○既に事業・サービスの集約・複合化を決定している施設

施設名	個別施設の整備方針
体育センター	【集約化】 →既存の総合体育館及び中主 B&G 海洋センターへ機能を集約する。
三上保育園	【複合化】 →耐震化に問題のある三上保育園を、三上幼稚園隣接地に移転新築し、三上幼稚園と渡り廊下でつなぐことにより、幼保一体の施設として複合化する。

③ 事業・サービスを継続するもの

事業・サービスを継続する場合においても、今後、築後 30 年を超過する公共施設が急増するため、必要に応じて個別の施設ごとに費用対効果を考慮し、計画的な大規模修繕や更新等を行っていく必要があります。

○既に大規模修繕等に着手している施設

施設名	整備の内容	個別施設のあり方
中主小学校 野洲北中学校	<ul style="list-style-type: none"> 「小中学校施設保全計画」に基づく大規模修繕、長寿命化工事の実施 教室棟の増築 	【保全・更新】
篠原こどもの家	<ul style="list-style-type: none"> 教室棟の増築 	【保全・更新】
コミセンしのはら	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に伴う大規模修繕 	【保全・更新】

○既存計画に基づき大規模修繕等を事業化する施設

施設名	整備の内容	個別施設のあり方
小中学校 北野小学校 祇王小学校 篠原小学校 中主中学校 野洲中学校	<ul style="list-style-type: none"> 「小中学校施設保全計画」に基づく大規模修繕等の実施 	【保全・更新】
市営住宅 小篠原団地 永原第 1 団地 永原第 2 団地	<ul style="list-style-type: none"> 「市営住宅長寿命化計画」に基づく大規模修繕の実施 	【保全・更新】

○既存計画に基づき整備を事業化する施設

施設名	整備の内容	個別施設のあり方
発達支援センター・ふれあい教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> 「新発達支援センター整備基本計画」に基づく整備の実施 →耐震化及び老朽化対策が必要である現施設は解体し、現人権センターを改修して利用を検討 	【保全・更新】

○大規模修繕等を検討中の施設

施設名	整備の内容	個別施設のあり方
人権センター	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流センターの隣保事業終了（2020年度末）を見据え、人権センターを市民交流センター施設内へ移転させることを検討 	【転用】
コミセン ぎおう、みかみ、 きたの、なかさと、 ひょうず	<ul style="list-style-type: none"> 「コミュニティセンター大規模改修・施設保全計画（素案）」を2018年3月に作成 今後、計画的な大規模改修の実施時期を検討 	【保全・更新】

○その他の施設

施設名	整備の内容	個別施設のあり方
その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画を策定し、計画的な長寿命化を図る。 定期的な点検を実施し、適正な維持管理を行う。 	【保全・更新】

参考 目標達成見込み

第2章(3)取り組みの目標(P.8)に対して、2026年度までの第1期における目標達成見込みは、それぞれ床面積では約22.5%、更新費用※では約29.4%であり、更新費用では目標の1/4を達成できる見込みです。

※更新費用：維持費用、大規模修繕費用、長寿命化費用、建替え・新築費用の合計

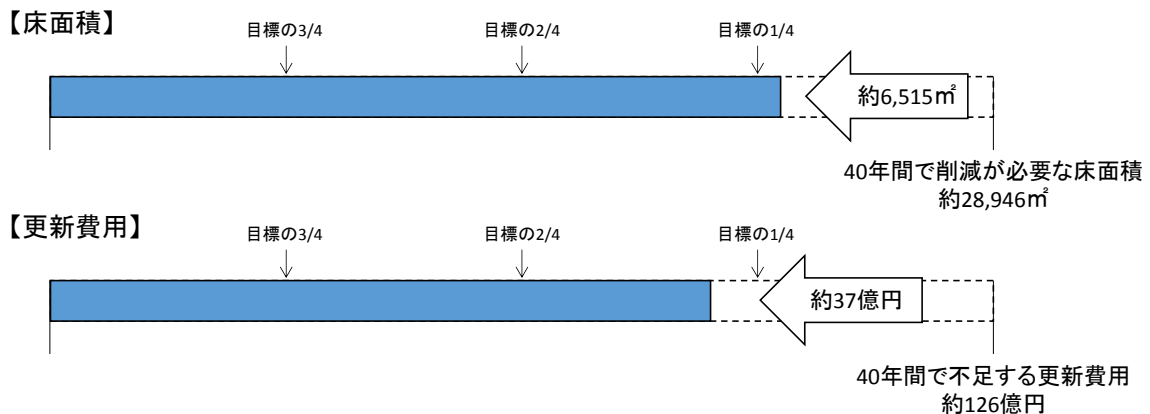


図 参-1 第1期における目標の達成見込み

表 参-1 第1期における目標達成見込み（床面積）

	金額
公共施設の総延床面積（2015年度末）	約 186,772 m ²
40年間で削減が必要な床面積…①	約 28,946 m ²
第1期削減見込み床面積…②	約 6,515 m ²
第1期における目標達成見込み… (②/①)	約 22.5%

表 参-2 第1期における目標達成見込み（更新費用）

	金額
40年間の推計更新費用	約 813 億円
40年間で不足する推計更新費用…①	約 126 億円
第1期削減見込み更新費用…②	約 37 億円
第1期における目標達成見込み… (②/①)	約 29.4%

(2) 財源確保の取り組み

総合管理計画に示すとおり、将来的な財政状況は現状よりも厳しくなると考えられることから、市全体の経営改善に取り組むとともに、以下のとおり施設整備に必要な財源確保の取り組みを進めていきます。

1. 国・県の交付金・補助金等の積極的活用

- 国・県の補助事業や民間財団の助成金など、多様な財源の活用を図ります。
- 公民連携（public-private partnership）導入の可能性も視野に入れて検討を行います。

2. 整備内容の精査

- 施設整備に当たっては、過大な整備とならないよう精査を行い、事業費の抑制を図ります。

3. 施設の効率的な維持運営

- 定期的な点検等により、施設の効率的な維持管理を行い、経費の削減に努めます。
- 利用者負担等、事業・サービスの見直しについても検討を行います。